

別表十五附表の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第61条の4第3項《交際費等の損金不算入》に規定する通算法人が当該適用年度（同条第1項に規定する適用年度をいいます。以下1において同じです。）において同条第2項の規定の適用を受ける場合（同条第3項第2号ロに規定する他の通算法人が当該適用年度終了の日に終了する事業年度において同条第2項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 「通算定額控除限度額4」の分子の空欄には、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を記載します。
- 3 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項《更正の請求》の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除きます。）には、「通算定額控除限度分配額5」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号《用語の意義》に規定する確定申告書等をいい、期限後申告書を除きます。）に添付された別表十五附表「1」及び「3」の金額により計算した金額を記載します。この場合において、既に措置法第61条の4第3項第5号の通算事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項《更正又は決定の手続》に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「支出交際費等の額1」及び「計3」の金額として計算される金額により、同欄の金額を計算します。
 - (1) 「計3」の金額が「通算定額控除限度額4」の金額以下である場合
 - (2) 法第64条の5第6項《損益通算》の規定の適用がある場合